

厚生労働科学研究費補助金配分機能の移管計画（案）について

1. 基本的な考え方

米国をはじめとする先進諸外国においては、主要な研究費の配分は専門性と効率性等の観点から、行政機関とは別の専門機関が実施している。

他方、我が国における競争的資金の配分については、第3期科学技術基本計画（平成18～22年度）において「独立した配分機関へ移行させる」との方向性が示され、総合科学技術会議においては「1つの制度は、1つの配分機関に集約されることが望ましい」との指摘がなされている。

こうした状況を踏まえ、現在は厚生労働省がその配分機能のほとんどを担っている厚生労働科学研究費補助金について、より戦略的・効率的・効果的な運用が可能となるよう、原則、国立保健医療科学院に補助金の配分機能を一括して移管する方向で取組をすすめることとする。

2. 移管計画（案）

（1）移管する研究事業の範囲

○一般公募型研究及び若手育成型研究

（※）指定型研究及び戦略型研究については、引き続き厚生労働省において配分機能を担う

（2）移管スケジュール

○平成24年度から平成28年度までの5年間で、原則として全ての研究事業の配分機能を国立保健医療科学院に順次移管する。併せて、国立保健医療科学院における受け入れ体制の充実を図る。

競争的資金の配分機能の移管に関する計画及び報告書（抜粋）

① 第3期科学技術基本計画（H18年度からH22年度）

「競争的資金の配分機能を独立した配分機関へ移行させることを基本とし、方針が定まっている制度は着実な移行を進めるとともに、方針が定まっていない制度は実態を勘案しつつ早期に結論を得て適切に対応する。」

② 総合科学技術会議「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」（平成19年6月）

「一つの制度の企画・運営が複数機関にまたがる場合は、制度内の整合の取れた全体設計や改革が円滑に行われにくくなるおそれがあることを勘案し、一つの制度は、一つの配分機関に集約されることが望ましい。」

③ 厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会

「研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について」（平成22年7月29日）

「研究資金の効率的・効果的な配分等を可能とするため、厚生労働科学研究費補助金の配分機能（FA (Funding Agency)）を、総合科学技術会議における論議等に留意しつつ、当面、国立保健医療科学院に順次移管していく方向で、必要な体制等を検討する。」

厚生労働科学研究費補助金配分機能の移管計画(案)

I. 行政政策研究分野		H23	H24	⇨	H28
(1) 行政政策研究経費	ア. 政策科学総合研究経費				
	イ. 地球規模保健課題推進研究経費		○		
(2) 厚生労働科学特別研究経費(指定型研究のみ)		-	-		-
II. 厚生科学基盤研究分野		H23	H24	⇨	
(1) 先端的基盤開発研究経費	ア. 再生医療実用化研究経費				
	イ. 創薬基盤推進研究経費				
	ウ. 医療機器開発推進研究経費				
(2) 臨床応用基盤研究経費	ア. 医療技術実用化総合研究経費				
III. 疾病・障害対策研究分野		H23	H24	⇨	
(1) 成育疾患克服等次世代育成基盤研究経費					
(2) 第3次対がん総合戦略研究経費	ア. 第3次対がん総合戦略研究経費				
	イ. がん臨床研究経費				
(3) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	ア. 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究経費				
	イ. 腎疾患対策研究経費		○		
	ウ. 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究経費		○		
	エ. 難治性疾患克服研究経費	○	○		
(4) 長寿・障害総合研究経費	ア. 長寿科学総合研究経費				
	イ. 認知症対策総合研究経費				
	ウ. 障害者対策総合研究経費		△	○	
(5) 感染症対策総合研究経費	ア. 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究経費				
	イ. エイズ対策研究経費				
	ウ. 肝炎等克服緊急対策研究経費				
IV. 健康安全確保総合研究分野		H23	H24	⇨	
(1) 地域医療基盤開発推進研究経費					
(2) 労働安全衛生総合研究経費					
(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費	ア. 食品の安全確保推進研究経費		○		
	イ. 医薬品・医療機器等デジタルサイエンス総合研究経費		○		
	ウ. 化学物質リスク研究経費		※	○	
(4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費		○	○		
V. 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト		H23	H24	⇨	
(1) 難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費	ア. 難病関係研究分野		○		
	イ. がん関係研究分野				
	ウ. 肝炎関係研究分野				
	エ. 精神疾患関係研究分野(指定型研究のみ)	-	-		-
	オ. 再生医療関係研究分野(指定型研究のみ)	-	-		-
	カ. 臨床試験関係研究分野(指定型研究のみ)	-	-		-

平成二十八年度までに、原則として全ての研究事業の配分機能を国立保健医療科学院に順次移管する

○: 国立保健医療科学院へ移管
△: 平成23年10月より国立保健医療科学院へ移管
※: 国立医薬品食品衛生研究所へ移管

(注) 上記は現時点での暫定的な移行計画(案)であり、体制の整備状況等により変更はあり得る。